

神戸市ペット動物火葬施設設置に関する指導要綱

平成14年8月21日市長決定
平成17年4月14日改 正

(目的)

第1条 この要綱は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号 以下「化製場法」という）第1条に規定されている獣畜以外のペット動物について、市内で火葬を業として行うために施設を設置しようとする者に対して、公衆衛生上および周辺住民の心情面を含めた生活環境保全の見地から必要な指導を行うことにより、快適な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で「ペット動物」とは、化製場法第1条に規定する獣畜以外の犬、猫、ウサギ、ハムスター等の動物をいう。
2 この要綱で「ペット動物火葬施設」（以下「施設」という）とは、業としてペット動物の死体を火葬するために設けられた固定の施設をいい、建築物等の内部に火葬炉を設置する場合のほか、屋外に火葬炉のみを設置する場合を含む。

(標識)

第3条 施設を設置しようとする者（以下「設置者」という。）は、第5条第1項の規定による同意の申請をする前に、当該敷地内の見やすい場所に施設設置の計画の概要を記載した標識を次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める場所に20日間以上設置し、当該計画を公開しなければならない。
(1) 当該指定建築物の敷地が2以上の道路に接する場合 当該建築物の敷地のそれぞれの道路に面する場所
(2) 当該指定建築物の敷地の道路に接する部分の長さが50メートル以上の場合 当該建築物の敷地の2箇所以上の見やすい場所
(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 当該建築物の敷地の見やすい場所
2 前項の設置者は、標識の記載事項に変更があつたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。

(説明の実施)

第4条 前条第1項の設置者は、近隣から施設設置計画の説明を求められれば、必要な限りその求めに応じなければならない。

(設置についての市長同意)

第5条 市内で施設を設置しようとする者は、市長の同意を得なければならない。
2 前項の規定により設置された施設について、構造等を変更しようとする場合は事前に市長に届出なければならない。

(市長同意の基準)

第6条 前条に定める施設設置の同意は、以下の各号に掲げる基準に適合している場合に行う。

- (1) 施設を設置しようとする場所から100メートル以内に現に人の居住する建築物（以下「住居」と言う）がないこと、または施設を設置しようとする場所から100メートル以内に居住する住民等について別に定める同意があること。
- (2) 関係法令を遵守していること。
- (3) 施設の設置にあたっては、周辺的生活環境を損ねることのないように適切な対策が講じられていること。

（遵守事項）

第7条 施設の設置者及び管理者（以下「設置者等」という）は、周辺住民の生活環境に配慮して施設を維持管理するとともに、周辺住民からの公害苦情発生の未然防止を図るために、十分な対策を講じなければならない。

（勧告及び公表）

- 第8条** 市長は、第3条の市長同意を得ないで、または市長同意を得た内容と相違して施設を設置しようとする者に対し、建築、工事の中止、変更を勧告することができる。
- 2 市長は、第5条の遵守事項を守らない者に対して、改善を勧告することができる。
 - 3 市長は、前2項の勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、その旨及びその内容を公表することができる。

（公表に関する協議）

第9条 前条の公表に関しては、関係部局で協議し決定するものとする。

（施行の細目）

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

（要綱制定以前の施設）

第2条 この要綱の施行時にすでに営業している施設については、この要綱を適用しない。

附 則

この要綱は、平成17年4月14日から施行し、この要綱による改正後の神戸市ペット動物火葬施設設置に関する指導要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

神戸市ペット動物火葬施設設置に関する指導要綱細目

平成14年8月21日保健福祉局長決定
平成15年12月17日改 正
平成17年4月14日改 正
平成26年10月7日改 正

(住民の同意)

第1条 要綱第6条第1号に定める住民等の同意は、以下に掲げる各号とする。

- (1) 隣接する土地に居住する住民の同意
- (2) 前号のほか、100メートル以内に居住する住民の相当数以上の同意 (※1)
- (3) その他市長が必要と認める者の同意

(関係法令)

第2条 要綱第6条第2号の関係法令とは、次のとおりとする。

- (1) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第97号)
- (2) 悪臭防止法 (昭和46年法律第91号)
- (3) 騒音規制法 (昭和43年法律第98号)
- (4) 環境の保全と創造に関する条例 (平成7年兵庫県条例第28号)
- (5) 建築基準法 (昭和25年法律第201号)
- (6) 都市計画法 (昭和43年法律第100号)
- (7) 消防法 (昭和23年法律第186号) 及び神戸市火災予防条例 (昭和37年条例第6号)
- (8) 人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例 (平成8年条例第10号)
- (9) 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例 (平成3年条例第2号)
- (10) 風致地区内の建築等の規制に関する条例 (昭和45年条例第32号)
- (11) 上記のほか施設の設置しようとする場所における規制に関する法令

(構造基準)

第3条 要綱第6条第3号に規定する適切な対策は、次に掲げる各号とする。

- (1) 火葬に用いる焼却炉は次の基準に適合したものであること
 - ① 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却炉内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス(以下「燃焼ガス」という)の温度が摂氏800度以上の状態で、定量ずつ焼却物を焼却できるものであること
 - ② 燃焼に必要な量の空気の通風が行われているものであること
 - ③ 外気と遮断された状態で焼却物を燃焼室に入れることができるものであること
 - ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
 - ⑤ 燃焼ガスの温度を保つため必要な助燃装置が設けられていること
 - ⑥ 脱臭対策として、二次燃焼室が設けられていること
- (2) 必要に応じて動物の死体を保管するための設備を設けること

(維持管理基準)

第4条 要綱第7条の設置者等の遵守すべき事項は、次に掲げる各号とする。

- (1) 清掃及び整理整頓を行い、施設の内外の清潔保持に努めること

- (2) 動物死体の運搬にあたっては、外部から見えないようにするとともに、汚水・悪臭等がもれないようにすること
- (3) 昆虫等の発生防止及び駆除を十分に行うこと
- (4) 助燃には灯油等の良質燃料を使用すること
- (5) 施設の稼動にともなうばい煙、悪臭、騒音の発生防止に努めること
- (6) 担当部局によるばい煙、悪臭、騒音の測定や管理状況の調査等の立ち入り検査および指導に協力すること

(市長同意の審査)

第4条の2 要綱第6条各号に定める基準の適合審査については、審査会において審査する。ただし、審査に係る関係法令が限定的であると判断されるときは、審査会に替えて、審査員の意見書等により審査することができる。

- 2 審査会は審査員をもって組織する。
- 3 審査員は別表に定める職にある者をもって充てる。
- 4 会長は、生活衛生課長をもって充てる。
- 5 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 6 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 7 審査会の会議及び会議録は、非公開とする。
- 8 審査会の庶務は、保健福祉局健康部生活衛生課において処理する。

(勧告及び公表)

第5条 要綱第8条に関する事項は次のとおりとする。

(1) 勧告の内容

- ① 手続き遵守の勧告
- ② 計画変更の勧告
- ③ 計画等の中止の勧告
- ④ 指導事項遵守の勧告

(2) 公表の内容

- ① 施設を設置しようとする者または施設設置者の住所氏名
- ② 計画の概要
- ③ 処理経過及び勧告の内容

(3) 公表の方法

- ① 公告
- ② 記者発表

(協議)

第6条 要綱第9条の関係部局の協議とは、別表に定める者による協議とする。

(様式)

第7条 要綱の申請・届出に関する様式は次のとおりとする。

- (1) ペット動物火葬施設設置に関する標識(様式1)
- (2) ペット動物火葬施設設置に関する市長同意申請書(様式2)
- (3) ペット動物火葬施設設置に関する指導要綱届書(様式3)
- (4) ペット動物火葬施設設置に関する市長同意通知書(様式4)
- (5) ペット動物火葬施設設置に関する市長の不同意通知書(様式5)

(6) ペット動物火葬施設設置に関する勧告書(様式6)

(施行期日)

第8条 本細目は平成14年9月1日より施行する。

附 則

本細目は平成15年12月17日より施行する。

附 則

本細目は平成17年4月14日より施行する。

附 則

本細目は平成26年10月7日より施行し、この細目による改正後の神戸市ペット動物火葬施設設置に関する指導要綱細目の規定は、同年4月1日より適用する。

別表(第4条の2第3項関係)

審 査 員
保健福祉局健康部生活衛生課長
環境局環境保全指導課長
産業振興局農政部計画課長
建設局総務部宅地開発指導課長
建設局公園砂防部計画課長
住宅都市局計画部計画課長
住宅都市局建築指導部建築調整課長
住宅都市局建築指導部建築安全課長
消防局予防部査察課長
その他必要と認められる関係課長

運用基準

(※1) 細目第1条2項に定める相当数以上とは、2/3以上とする。